

## 「能登町例規集データベースシステム」更新業務仕様書

### 1. 全体的事項

概要	本仕様書は、能登町例規集システムの検索、閲覧に加え、新規制定文及び改正文、新旧対照表、公布文等が、自動生成され、また、データの更新業務までも含んだ能登町例規集システム（以下「システム」という。）の最低限の機能について、仕様を定めたものである。
目的	例規の制定改廃事務の質的向上を通じ、効率的で質の高い町政運営の推進を図ることを目的とする。
システム形態	システム提供方式は、以下の3方式すべての方法でサービスを提供できる構成とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・LGWAN-ASP サービス運用の方式</li> <li>・インターネット-ASP サービス運用の方式</li> <li>・庁内にサーバを設置して運用する方式</li> </ul>
運用開始予定時期	システムの運用開始予定時期は、令和5年4月1日とし、詳細は契約時に協議するものとする。
契約期間	システムは、原則として令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間の運用を前提とし、契約は複数年契約とする。 ただし、保守管理又は使用に関する部分は運用開始後からとする。
運用時期	24時間・1年を通じて利用が可能であること。（事前協議によるメンテナンス等の停止は除く）
運用範囲	本町のイントラネット上の全てのPCを対象範囲とする。
費用の算出	更新業務の費用の算出は、次のとおりとし、内訳を明記すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) データ更新費用</li> <li>(2) 例規集システム使用料</li> <li>(3) インターネット用公開例規システム使用料</li> <li>(4) 現行法令システム使用料</li> <li>(5) 改廃情報提供システム使用料</li> </ol>

### 2. 例規集データベースシステム

例規集の更新・管理機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) データの更新は、最低年4回行い、常に最新の例規集を検索、閲覧できること。（随時更新が可能な場合は、その旨を提案書に記載すること。）</li> <li>(2) 編集等は、IDやパスワードで権限の管理ができること。</li> <li>(3) CD-ROMによる参照用例規集の複製ができること。</li> </ol>
法制執務支援機能	(1) 改正箇所の入力で、新規制定文及び改正文、新旧対照表、公布文等自動生成機能を有していること。なお、出力されるデータは、マイクロソフトWordで編集作業が可能であり、その書式は、本町の指定する書式での出力が可能

	<p>であること。</p> <p>(2) 新規制定、一部改正、全部改正、廃止の編集作業が可能であること。</p> <p>(3) 例規集及び現行法令へのリンクが可能であること。</p> <p>(4) 新規制定・一部改正例規等（特に条例）について、議会提案までに貴社における内容の審査が可能であること。（できない場合は、その旨を記載すること）</p>
要綱・要領の管理機能	例規集（条例、規則、規程ほか）に加え、要綱と要領についても同様に管理できるものとする。
庁内用の例規集の検索・閲覧機能	<p>(1) 本町のイントラネット上の全てのPCから例規集の検索、閲覧が可能であること。</p> <p>(2) 検索の方法（目次、用語、50音検索等）にどのようなものがあるか、詳細を記載すること。</p> <p>(3) 例規本文の全体又は選択した条、項、号をマイクロソフトWordで編集作業が可能なデータ形式により出力できること。</p>
上位法令検索・閲覧機能	現行法令の検索・閲覧が可能であること。なお、現行法令の更新の費用が必要な場合は、システムの費用に含むものとする。
庁外公開用例規集の検索・閲覧機能	<p>(1) インターネット公開用として、例規の検索、閲覧が可能なデータの生成機能を有していること。</p> <p>(2) 例規の検索機能は、目次検索及び50音検索が可能であること。なお、これ以外に機能があれば記載すること。</p> <p>(3) インターネット公開用のデータに要綱・要領を含む・含まないの区別ができること。</p>
システムの動作環境	<p>(1) システムの運用に支障のない十分なスペック・サーバーで構成すること。</p> <p>(2) システムの運用に際してのアクセス性能は、良好な反応速度を保つこと。</p> <p>(3) 無停電電源や発電装置などにより、停電時に継続して運用できるように対策が採られていること。</p> <p>(4) 不正アクセス、異常アクセス等の不正プログラム対策（アンチウイルスソフト等）が採られていること。</p> <p>(5) サーバーがダウンした場合は、直ちに復旧できる対策が採られていること。</p>

### 3. システムの保守等

保守体制	<p>(1) システムの運用に必要な情報を随時提供し、運用の問い合わせ等に対しても迅速かつ適切な対応ができる体制を整備していること。なお、サポート体制を記載すること。</p> <p>(2) システムのバージョンアップがあった場合は、随時、最新版を提供すること。なお、バージョンアップの費用は、原則、無料とすること。有料となる場合があれば、記載すること。</p>
------	--

教育体制	システムとは、直接関係はないが、自治体職員として本来熟知しておくべき基本的な法制執務事務について、習得のためのサポート対応はできるか。できる場合は、内容等を記載すること。
------	---

#### 4. 法制執務に関する情報提供等の内容

相談窓口	法制執務上の相談窓口等の体制を記載すること
法令改廃時の情報提供	法令の改廃時の情報提供があれば、その内容及び法令の改廃時から提供までの日数を記載すること。